

埼玉県地域猫活動推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、地域における野良猫対策としての「地域猫活動」への取組を促進するため、地域猫活動に要する経費を補助する市町村に対し、毎年度予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この交付要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

(1)地域猫活動 地域住民の理解を得た上で、住民やボランティアグループなどが、地域に住み着いた野良猫に不妊去勢手術を施してこれ以上増やさないようにし、その猫が命を全うするまで一代限りで、その地域において適切に管理していく活動をいう。

(2)モデル地区 次条の規定により市町村が提出したモデル事業計画書に基づき県が指定した地区をいう。

(モデル地区の指定)

第3条 モデル地区の指定を受けて地域猫活動に要する経費を補助しようとする市町村は、様式第1号の地域猫活動モデル事業計画書を提出するものとする。

2 前項の指定は、様式第2号の指定書により行うものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、モデル地区において、市町村と連携して地域猫活動に取り組む自治会又は動物愛護団体等に対し、当該地域猫活動に要する経費を補助する市町村(政令指定都市及び中核市を除く。以下「補助事業者」という。)とする。

(補助対象経費等)

第5条 補助の対象となる経費は、モデル地区において実施する地域猫活動に要する別表に掲げる経費とする。

2 前項の経費に対する補助率は、当該所要経費の10分の10とする。

(補助額及び補助対象期間)

第6条 前条の経費に対する補助額は、1のモデル地区につき毎年度40万円以内において当該所要経費の額を超えないものとする。ただし、地域猫活動の活動状況等により知事が必要と認めた場合は、この限りでない。

2 補助金の交付の対象となる期間は、3年以内とする。ただし、地域猫活動の活動状況等により知事が必要と認めた場合は、その期間を延長することができる。

(申請書の様式等)

第7条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第3号のとおりとする。

2 前項の申請書の提出期限は、知事が毎年度別に定め、補助事業者に通知するものとする。

3 規則第4条第2項第5号に規定する書類は、地域猫活動の活動地域を示した図面等とする。

4 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式)

第8条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の交付決定を受けた補助事業者は、様式第5号の請求書により補助金の請求を行うものとする。

(状況報告)

第10条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、モデル地区における地域猫活動の状況について報告を求めることができる。

(実績報告書の様式等)

第11条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第6号のとおりとする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)支出を証する書類(領収書等の写し)

(2)活動状況等の写真

(3)その他知事が必要と認めた資料

3 実績報告書の提出時期は、モデル地区における地域猫活動の完了(当該事業の中止・廃止の場合を含む。以下同じ。)の日又は3月10日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定)

第12条 規則第14条の補助金の額の確定通知書の様式は、様式第7号のとおりとする。

(書類の保管等)

第13条 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出等を明らかにした証拠書類を整備し、かつ、それらの書類を当該モデル地区における地域猫活動の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

補助対象経費	対象経費の内容
(1)捕獲費	捕獲箱等捕獲用具購入費用 等
(2)不妊去勢費	不妊去勢手術費用
(3)病院搬送費	ガソリン等燃料購入費用
(4)飼料費	えさ及び給餌用具購入費用 等
(5)トイレ施設整備費	トイレ資材及び清掃用具購入費用 等
(6)地域猫活動啓発費	啓発品作成用具購入費用、腕章、チラシ等作成費用 等
(7)保険費	ボランティア保険加入費用
(8)捨て猫防止対策費	チラシ、看板等作成費用 等
(9)その他知事が必要と認める経費	

様式第1号（第3条、第7条関係）

令和 年 月 日

地域猫活動モデル事業計画書

活動団体名(代表者名)		
活動地域(場所)		
野良猫の数		
被害状況		
活動の実施方法		
活動スケジュール		
活動体制		
活動期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日	
活動経費の 積算根拠	経費区分	金額

補助金所要額調書

(単位：円)

市町村から 事業者への 補助予定額 (A)	県補助金 上限額 (B)	選定額 (C)	県補助 所要額 (D)	備考
	400,000			

注 選定額 (C) は (A) と (B) を比較して少ない方の額を記入すること。

様式第2号（第3条関係）

地域猫活動モデル地区指定書

生 衛 第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付けで提出のあった「地域猫活動モデル事業計画書」に基づき、下記の地域を「モデル地区」として指定します。

記

様式第3号（第7条関係）

埼玉県地域猫活動推進事業費補助金交付申請書

令和 年 月 日
第 号

埼玉県知事

市町村名
市町村長名

令和 年度埼玉県地域猫活動推進事業費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金申請額 金 円
- 2 事業計画書 別添(様式第1号)のとおり
- 3 補助金所要額調書 別添(様式第1号)のとおり
- 4 事業完了予定年月日 令和 年 月 日
- 5 添付書類
地域猫活動の活動地域(場所)を示した図面

様式第4号（第8条関係）

埼玉県地域猫活動推進事業費補助金交付決定通知書

生 衛 第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度埼玉県
地域猫活動推進事業費補助金については、下記のとおり交付します。

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 支払方法
- 3 交付条件
 - (1) 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）を行う場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

様式第5号（第9条関係）

埼玉県地域猫活動推進事業費補助金請求書

令和 年 月 日
第 号

埼玉県知事

市町村名
市町村長名

令和 年 月 日付け生衛第 号で交付決定の通知を受けた埼玉県
地域猫活動推進事業費補助金について、下記のとおり請求します。

記

補助金請求額 金 円

様式第6号（第11条関係）

埼玉県地域猫活動推進事業費補助金実績報告書

第 号
令和 年 月 日

埼玉県知事

市町村名

市町村長名

令和 年 月 日付け生衛第 号で交付決定の通知を受けた埼玉県地域猫活動推進事業費補助金について、当該事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 事業実績報告書 別紙のとおり
- 2 補助金所要額調書 別紙のとおり
- 3 事業完了年月 令和 年 月 日
- 4 添付書類
 - ①活動経費に係る支出を証する書類（領収書等の写し）
 - ②活動状況等の写真
 - ③その他

別 紙

事業実績報告書

活動団体名(代表者名)		
活動地域(場所)		
野良猫数の増減		
被害の改善状況		
活動の実施方法		
活動経過		
活動体制		
活動期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日	
活動経費の 支出根拠	経費区分	金額

補助金所要額調書

(単位：円)

市町村から事業者への補助額 (A)	県補助金上限額 (B)	県交付決定額 (C)	選定額 (D)	県補助所要額 (E)	備考
	400,000				

注 選定額 (D) は (A)、(B) 及び (C) を比較して最も少ない額を記入すること。

様式第7号（第12条関係）

埼玉県地域猫活動推進事業費補助金額確定通知書

生 衛 第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け生衛第 号で交付決定した埼玉県地域猫活動推進事業費補助金については、令和 年 月 日付け 第 号で報告のあった実績報告書に基づき、下記のとおり補助金の額を確定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定額	金	円
2 補助金交付確定額	金	円
3 精 算 額	金	円